

旭川市立嵐山小中学校

学校いじめ防止基本方針



令和3年4月

(平成31年4月 改定)

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童生徒や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻くすべての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童生徒一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童生徒の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 本校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び本年度の目標

(1) いじめゼロの継続

前年度までのいじめ調査から、本校においてはいじめ認知件数ゼロ
「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答した児童生徒の割合は
100パーセントを達成している。

(2) 一人一人の児童生徒が輝くいじめのない学校づくり

- ① 校内体制の整備
- ② いじめ防止教育の徹底
- ③ 全校児童生徒によるいじめ撲滅運動の実施
- ④ 児童生徒評価を柱にしたPDCAサイクルによる検証と改善

2 児童生徒が主体となった取組の推進

(1) 取組の方針

- ① 児童生徒自らが、いじめの問題について、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を児童会・生徒会を中心に進めます。
- ② 児童会・生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての児童生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。
- ③ 児童生徒が傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

(2) 本校の取組

① 小中協議会の充実

小学校・中学校の問題について話し合う場を月一回設定し、今月の目標反省反省、来月の目標設定を行う。その際、仲間づくりの観点から、互いに困っていることはなにかを確認したり、問題点を交流したりするなど、課題解決に向けての手立てを考える場を設ける。

② いじめ撲滅運動

- ・実施時期 6月
- ・目的 いじめは絶対してはいけないものだという意識を高める
いじめのない仲間づくりのために、一人一人が日常的に心掛けることを確認、実行する。
- ・内容 いじめ根絶に向けたメッセージカードつくる。
「スマイル宣言カード」を作成し、生徒会で掲示を行う

3 いじめ対策組織の設置

(1) いじめ対策組織の構成

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員による常設の「いじめ防止対策推進委員会」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施の際に、児童生徒や保護者の代表、地域住民の代表として学校評議員などを加えて対策組織を構成し、いじめの対処は、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察官経験者）などの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

<組織図>

校長	*校長（リーダー）は、いじめ防止対策に係る基本的な方向性を示し、取組内容を決定する。
教頭	*教頭（アドバイザー）は、校長の方針に基づき、生徒指導部長（マネージャー）及び構成員に必要な指示並びに指導助言を行う。
生徒指導部長	*生徒指導部長（マネージャー）は、対策推進のための実務的な連絡及び調整を行う。
	小教務 中教務 小生徒指導部 小中コーディネーター 養護教諭 *必要に講じて構成員は増やす

*組織の構成を適宜工夫改善する

(2) いじめ対策組織の役割

① 未然防止

ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

② 早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ) いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

- ③ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組
 - ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成, 実行, 検証, 修正
 - イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画, 計画的な実施
 - ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施等と見直し

4 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

- ① いじめの態様や特質, 原因・背景, 具体的な指導上の留意点について, 職員会議や校内研修において周知し, 教職員全員の共通理解を図ります。
- ② いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに, 児童生徒用「学校いじめ防止基本方針」を作成し, 学校いじめ対策組織の存在や取組について, 児童生徒が容易に理解できるような取組を進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ① 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や, 読書活動・体験活動などの推進により, 児童生徒の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- ② 幅広い社会体験, 生活体験の機会を設け, 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに, 自分の存在と他者の存在を等しく認め, 互いの人格を尊重する態度を育てます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ① いじめの加害の背景には, 人間関係のストレスをはじめ, 学習の状況等が関わっていることを踏まえ, 授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう, 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努めます。
- ② 教職員の不適切な認識や言動が, 児童生徒を傷付けたり, 他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう, 指導の在り方には細心の注意を払います。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- ① 教育活動全体を通じ, 児童生徒が活躍でき, 他者の役に立っていると実感することができる機会を全ての児童生徒に提供し, 児童生徒の自己有用感を高めるよう努めます。
- ② 自己肯定感が高まるよう, 困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ③ 自己有用感や自己肯定感, 社会性などは, 発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ, 小・中学校間で連携した取組を進めます。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

(1) 早期発見のための措置

- ① 日常の観察やふれあい活動，定期的なアンケート調査，「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用，教育相談の実施などにより，いじめの早期発見に努めるとともに，児童生徒が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。
 - ・いじめアンケートの実施（6月・10月）
 - ・教育相談の実施（6月・10月）
- ② 児童生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し，いじめについて相談しやすい体制を整備します。
 - ・スクールカウンセラーのお知らせ 各学期ごと指導部通信に掲載

(2) 保護者用との連携

- ① 「いじめサインシート」の活用
- ② 本校は登校時保護者による送迎の児童生徒が主である。そこで，日常的に児童生徒の様子を保護者と交流し，情報共有・共通理解を図ることで，いじめの兆候の早期発見，問題解決に努めます。

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 遊びや悪ふざけなど，いじめと疑われる行為を発見した場合，その行為を止めさせます。
- ② いじめられた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒の安全を確保します。計画に基づき，日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用など，いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。
- ③ 児童生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに警察等関係機関と連携し，適切な援助を求めます。

(2) いじめられた児童生徒及びその保護者への支援

- ① いじめられた児童生徒から，事実関係の確認を迅速に行い，当該保護者に伝えます。
- ② いじめられた児童生徒の見守りを行うなど，いじめられた児童生徒の安全を確保します。
- ③ 必要に応じて，スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめた児童生徒への指導及びその保護者への助言

- ① いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- ② いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ③ 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを傍観していた児童生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- ② 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

7 いじめの解消

(1) いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

- ・いじめられた児童生徒へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。
- ・いじめられた児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童生徒が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

(2) 観察の継続

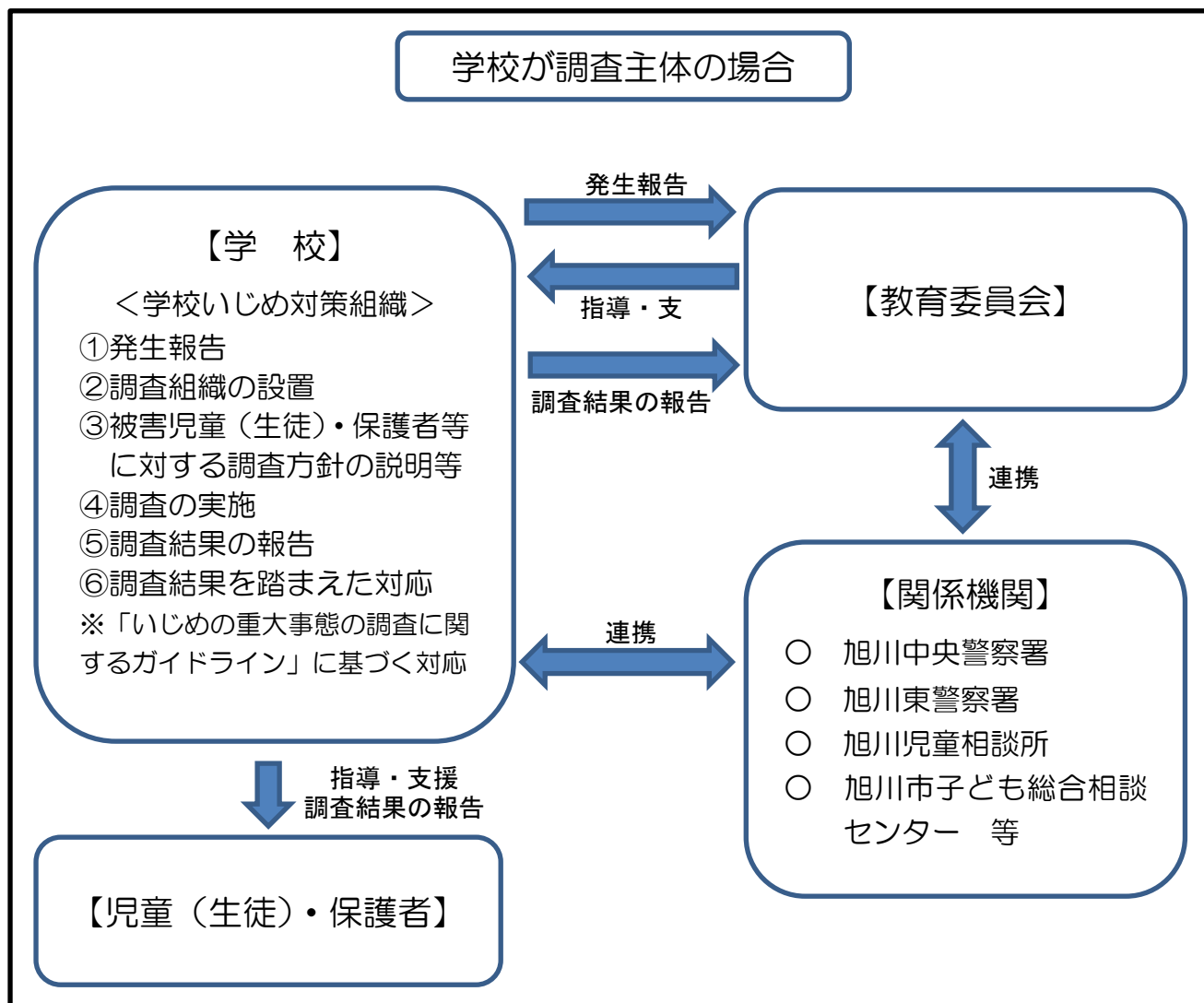
いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」を活用し、児童生徒や学級等の観察を注意深く続けます。

8 いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処します。

- ① 重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告します。

- ② 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施します。
- ③ 重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にします。
- ④ 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時、適切な方法で情報を提供します。



9 いじめの防止等に関する機関，保護者等との連携

関係機関や保護者，地域等と連携して，いじめの防止等に関する取組を実施します。

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては，保護者や児童生徒の代表，地域住民などの参画を得て進めるよう努めます。
- ② いじめへの対処に当たっては，必要に応じて，学校いじめ対策組織に，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応します。


10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処，保護者との連携


- ① 情報モラル教育を進めるとともに，保護者に対して啓発を行います。
- ② 学校ネットパトロールを実施し，早期発見に努めます。
- ③ 不適切な書き込みを発見した場合は，保護者との協力，連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに，必要に応じて，関係機関に適切な援助を求めます。

11 学校いじめ防止プログラム

別紙資料

令和3年度嵐山小・中学校いじめ防止プログラム

 は、未然防止の取組

 は、早期発見の取組

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
学校	<p>○学校いじめ防止対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の学校ホームページでの公開 ・児童(生徒)、保護者への説明内容の検討 	<p>○学校いじめ防止対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修(1)の内容の検討及び準備、運営 ・いじめ撲滅集会の計画及び運営 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討 	<p>○学校いじめ防止対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修(2)の内容検討及び準備、運営 ・アンケートの集計、分析 	<p>○学校いじめ防止対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種調査の実施方法の確認 ・1学期の取組の点検・評価 ・2学期の重点の検討 	<p>○学校いじめ防止対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修(3)の内容検討及び準備、運営 	<p>○学校いじめ防止対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭川市生徒指導研究協議会の内容についての還流 ・前期の取組についての点検・評価 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討
	<p>○児童(生徒)に関わる学校間の情報交流(授業参観等)</p>	<p>○校内研修(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童(生徒)理解研修① ・自己肯定感や自己有用感を高める指導の在り方 	<p>○校内研修(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の在り方 ※講師:スクールカウンセラー 	<p>○児童(生徒)に関わる学校間の情報交流(授業参観等)</p>	<p>○校内研修(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童(生徒)アンケートや各種調査結果の活用 	
	<p>○ふれ合い活動の推進(通年)</p> <p>○学校ネットパトロール(毎月実施)</p>		<p>○教育相談①</p>		<p>○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加</p>	
児童生徒	<p>○学校いじめ防止基本方針の説明</p> <p>○学習及び生活の基礎づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣 等 <p>○いじめ相談窓口の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」 ・子ども総合相談センター 等 	<p>○いじめ防止の理解を深める学習①(学級活動・道徳の時間)</p> <p>○ネット安全教室の実施</p>	<p>○児童(生徒)アンケート調査①</p> <p>○いじめ・非行防止強調月間①</p> <p>○中連生活部6月研修会の参加(中学校)</p>			<p>○いじめ防止の理解を深める学習(学級活動・道徳の時間)</p>
	<p>○保護者懇談会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関わる啓発 <p>○学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開</p> <p>○チェックリストの活用(通年)</p> <p>○いじめに関わる情報収集(通年)</p>	<p>○ネット安全教室への保護者の参加呼びかけ</p>		<p>○1学期の取組の状況等についての公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種通信 	<p>○「旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ</p> <p>○学校運営協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針等の説明 	
家庭・地域						

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校	<p>○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(4)の内容の検討及び準備, 運営 ・後期の重点的な取組</p> <p>○校内研修(4) ・児童(生徒)理解研修②</p>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議 ・アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析 ・学校評価における点検項目についての検討</p> <p>○児童(生徒)に関わる学校間の情報交流(授業参観等)</p> <p>○教育相談②(三者懇談)</p>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議 ・2学期の取組の点検・評価 ・3学期の重点の検討</p> <p>○学校評価 ・いじめの防止等に関わる取組にいての点検</p>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価の結果の分析</p>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(5)の内容の検討及び準備, 運営 ・1年間の取組についての点検・評価</p> <p>○校内研修(5) ・インターネット上で行われるいじめへの対応</p> <p>○教育相談③</p>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価等を踏まえた, 学校いじめ防止基本方針等の見直し ・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成</p> <p>○小中学校との連携 ・進学に伴う情報交換 等</p>
児童生徒	<p>○いじめ・非行防止強調月間②</p>	<p>○児童(生徒)アンケート調査②</p>	<p>○中連生活部12月研修会における取組の報告</p>	<p>○学年集会の実施 ・いじめ防止に係る取組 等</p>	<p>○児童(生徒)アンケート調査③</p> <p>○道徳授業の実施</p>	
家庭・地域			<p>○2学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等</p>		<p>○学校運営協会 ・学校関係者評価の実施 ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本方針に関わる協議</p>	<p>○3学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等</p>